

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 2
- 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関からの変更の届出【保健福祉局総務部難病相談支援センター】 3

### ◇ 公 告

- 一般競争入札による市有財産の売払い【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 4

### ◇ 病 院 局

- 収納事務の委託【病院局経営課】 7

### ◇ 訂 正

- 第4298号の訂正【総務局人事部給与課】 8
- 第4319号の訂正【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 9

北九州市告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成31年1月7日

北九州市長 北 橋 健 治

育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
まごころ薬局	旧	北九州市小倉北区黄金町二丁目9番10号	平成30年1月25日
	新	北九州市小倉北区貴船町3番7号	
サンキュー薬局八幡調剤センター	旧	北九州市八幡東区西本町四丁目14番8号	平成30年1月25日
	新	北九州市八幡東区尾倉二丁目7番12号	

北九州市告示第2号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第19条の規定により指定医療機関から変更の届出があったので、同法第24条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成31年1月7日

北九州市長 北 橋 健 治

指定医療機関の所在地の変更

1 病院又は診療所

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地		変更年月日
北九州市立八幡病院	旧	北九州市八幡東区西本町四丁目18番1号	平成30年12月22日
	新	北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号	

2 薬局

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地		変更年月日
まごころ薬局	旧	北九州市小倉北区黄金二丁目9番10号	平成30年12月1日
	新	北九州市小倉北区貴船町3番7号	
サンキュー薬局八幡調剤センター	旧	北九州市八幡東区西本町四丁目14番8号	平成30年12月25日
	新	北九州市八幡東区尾倉二丁目7番12号	

北九州市公告第1号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成31年1月7日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

(1) 売払物件

全身用X線CT装置

(2) 数量

1台

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市保健福祉局障害福祉部障害者支援課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から平成31年1月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

3 入札の要領及び競争参加の申込書を交付する場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市保健福祉局障害福祉部障害者支援課

(2) 期間

公告日から平成31年1月15日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

4 入札の参加申込みを受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市保健福祉局障害福祉部障害者支援課

(2) 期間

公告日から平成31年1月15日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札日時 平成31年2月4日 午後2時
- (2) 郵送による場合の入札書の受領期限 前項第1号の場所に書留郵便により、平成31年2月1日午前10時までに必着のこと。
- (3) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。
- (4) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第二入札室

## 6 入札に参加できる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 次の申立てがなされていないこと。
  - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立て
- (5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項に規定する高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可を受けた者であること。

## 7 入札保証金

- (1) 入札価格の100分の10以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

## 8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

## 9 入札の中止

特別な事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負わない。

10 入札等に係る問合せ先

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市保健福祉局障害福祉部障害者支援課

電話 093-582-2424

北九州市病院局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市病院局会計規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第11号）第28条の2の規定により、北九州市立病院における使用料及び手数料の収納の事務を次のとおり委託した。

平成31年1月7日

北九州市病院局長 古川 義彦

受託者		委託した事務 の内容	病院名	委託期間
名称	住所			
岡崎建工株式会社	北九州市小倉 北区下到津五 丁目9番22 号	駐車場の使用 料の収納の事 務	北九州市立八 幡病院	平成31年 1月1日か ら同年3月 31日まで
株式会社メデ ィカル・プラ ネット	北九州市小倉 北区堺町一丁 目3番15号	病院の使用料 及び手数料の 収納の事務	北九州市立八 幡病院	平成31年 1月1日か ら同年3月 31日まで
八幡ビル管理 株式会社	北九州市八幡 東区中央一丁 目5番8号	保育料の収納 の事務	北九州市立医 療センター 北九州市立八 幡病院	平成31年 1月1日か ら同年3月 31日まで

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
平成30年	4298	3	上から28行目	第23条の2	第23条



正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
平成30年	第4319号	6	フタバ薬局石田店の項中	北九州市小倉南区下石田三丁目11番7号	北九州市小倉南区下石田三丁目4番2号